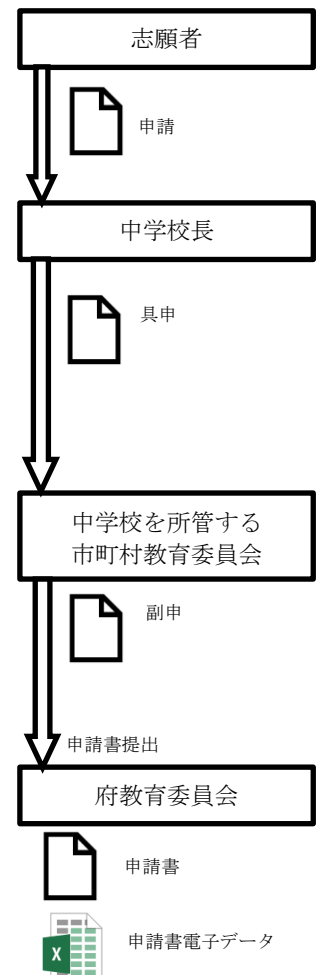


令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜における海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請の手続きについて

- (注1)「海外現地校」とは、外国における中学校（学校教育法第1条に規定する中学校をいう。）に相当する学校をいう。ただし、文部科学省の認定した在外教育施設中学部を除く。
- (注2)「中学校」とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校等の中学部をいう。
- (注3)「中学校長」には、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校等の校長を含む。

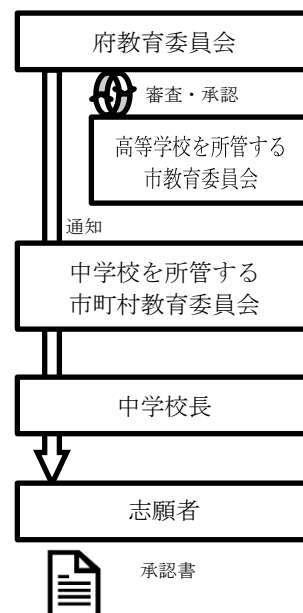
1 申請手続きについて

- (1) 本取扱いを希望する志願者は、「海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書」（以下「申請書」という。）を、中学校長に提出する。
- (2) 中学校長は、申請に対して具申し、中学校を所管する市町村教育委員会に副申を願ひ出る。
 - ・その際、「海外現地校での成績を証明する書類」及び「やむを得ない事情を証明する書類」（ともに原則としてA4判とする。）を添付すること。添付書類は、状況を証明する箇所がわかるように、マーカー等で示すこと。
- (3) 中学校を所管する市町村教育委員会は、具申された申請に対して副申し、原則として、**11月30日（木）**までに府教育委員会に提出する。
 - ・府立支援学校及び国私立の中学校においては、中学校長が申請に対して具申し、原則として、**11月30日（木）**までに府教育委員会に提出する。
 - ・その際、志願者ごとの申請書の電子データを提出する。なお、電子データには個人情報が含まれているため、全てのファイルをフォルダにまとめzip形式で圧縮等し、必ずパスワードを設定すること。ただし、個別のファイルに対してパスワードは設定しないこと。
 - ・申請書（電子データ）のファイル名は、以下のとおりとすること。
 - 市町村教育委員会から提出する場合
○○市_整理番号_学校名 （例 大阪市_02_○○中）
 - 国私立の中学校及び府立支援学校から提出する場合
整理番号_学校名 （例 01_○○中）
 - ・この期間に申請書を提出できなかった者について、府教育委員会が事情やむを得ないと認めた場合は、別に審査することがある。



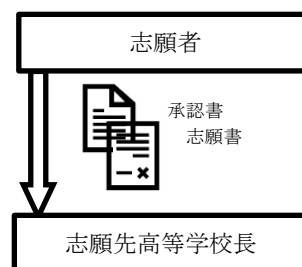
2 審査・承認

- (1) 府教育委員会は、提出された申請書に基づき、高等学校を所管する市教育委員会とともに審査し、承認する。
- (2) 府教育委員会は、中学校を所管する教育委員会及び中学校長を通じて、志願者に審査の結果を通知し、承認書（すべての府内公立高等学校に対して提出可）を交付する。



3 出願

- (1) 本取扱いが承認された志願者は、出願の際、志願書に承認書を添付して志願先高等学校長に提出する。なお、府立夕陽丘高等学校音楽科を志願する者でオンライン出願システムにより出願を行う者にとっては、出願の際にオンライン出願システムに承認書の画像等データを登録し、中学校長の承認を経て、志願先高等学校長に提出する。



4 申請書提出先

- (1) 公立中学校、国私立中学校及び府立中学校等
大阪府教育庁教育振興室高等学校課学事グループ
電 話：06-6944-6887
メール：kotogakko-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp
- (2) 府立支援学校
大阪府教育庁教育振興室支援教育課学事・教務グループ
電 話：06-6944-9362
メール：kyoikushinko-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp